

ダイジェスト版

日立市子ども・子育て支援計画

ひたち子どもプラン 2015

平成27年度～平成31年度



平成27年3月
日立市

日立市保健福祉部子ども局

〒317-8601 茨城県日立市助川町1-1-1 電話:0294-22-3111(代表) IP電話:050-5528-5000
計画書(全体版)は、日立市ホームページをご覧ください。 <http://www.city.hitachi.lg.jp/>

計画の趣旨

平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、子どもと子育てを支援するための新たな制度が創設されました。この計画は、新たな制度の計画的な推進を図るとともに、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実等に向けた取組を総合的に推進し、子どもたちの健やかな育ちを実現するため策定するものです。

計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法に定める市町村計画であるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、母子保健計画、母子家庭等及び寡婦自立促進計画を一体として策定したものです。また、日立市総合計画を上位計画として、子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するものです。

計画の期間

平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間で計画期間とします。計画期間中に社会情勢の変化や関係法の改正等があった場合には、必要に応じて計画の内容を見直します。

計画の策定・推進体制

- 「日立市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に関する審議を行いました。また、保護者の意見やニーズを把握するとともに、事業の見込み量を推計するため、アンケート調査を実施し、反映させました。
- 計画を着実に推進するため、庁内の推進体制を整備するとともに、日立市子ども・子育て会議において、定期的に点検・評価を行い、その結果を公表します。

子ども・子育て支援新制度でこう変わります

1 教育・保育施設を利用するときの手続き

施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。3つの認定区分に応じて、利用先が決まっていきます。

3つの認定区分

1号認定 **教育標準時間認定**
 満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合
 利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定 **満3歳以上・保育認定**
 満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望される場合
 利用先 保育園、認定こども園

3号認定 **満3歳未満・保育認定**
 満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育園等での保育を希望される場合
 利用先 保育園、認定こども園、地域型保育事業

保育の必要な事由

- 月64時間以上の就労
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動(3か月以内)
- 就学・職業訓練
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
(在園児が4・5歳の場合に限り、その年度末まで)

日立市の子どもと家庭を取り巻く環境の変化

出生数・出生率が低下しています

- 出生数 平成15年:1,841人 ▶ 平成25年:1,300人
- 合計特殊出生率 平成15年:1.47 ▶ 平成25年:1.38
(合計特殊出生率:15~49歳の女性の年齢別出生率の合計。女性が一生の間に産む子どもの数に相当。)



働く女性が増えています

- 就労している母親(小学校就学前)の割合 平成20年:33.2% ▶ 平成25年:41.6%
(育児休業中、パートタイム・アルバイトを含む。子育て支援に関するアンケート調査より)



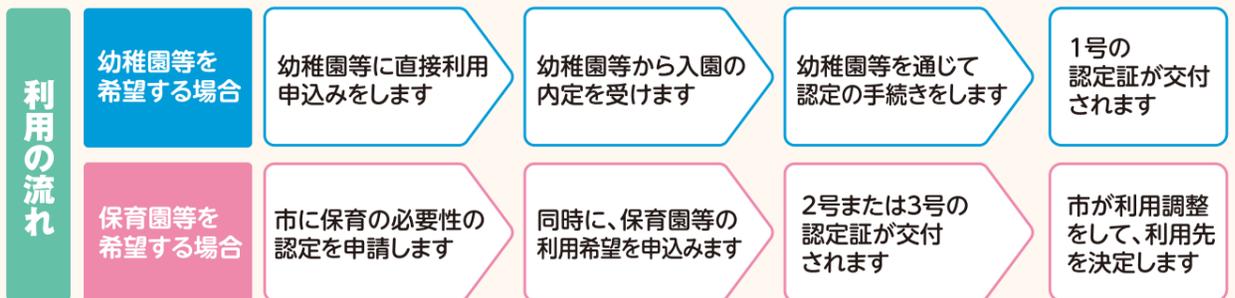
子どもの数は減少していますが、保育園児数は増加傾向にあります

- 0~5歳児の数 平成21年:9,648人 ▶ 平成26年:7,925人
- 保育園児の数 平成21年:1,661人 ▶ 平成26年:1,827人



発達障害等、特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあります

- 小学校の特別支援学級(自閉症・情緒学級)在籍者数 平成21年度:77人 ▶ 平成26年度:263人



2 新制度の保育料

保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業の保育料は、保護者の所得に応じた額となります。
※新制度に移行しない幼稚園や認可外保育施設の利用の流れ、保育料は、従来どおりです。

用語解説

- 認定こども園.....教育と保育を一体的に行う施設です。3歳から5歳児の教育を行うとともに、0歳から2歳児及び教育時間終了後の保育が必要な3歳から5歳児の保育を行います。
- 放課後児童クラブ...放課後や学校休業日に保護者が家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供します。
- 放課後子供教室.....放課後等に、保護者の就労等の状況にかかわらず、すべての小中学生を対象に、学習指導等を行います。
- 利用者支援事業.....ニーズに合わせて教育・保育施設や子育て支援事業等を利用できるように、情報提供や相談・援助を行います。
- 地域子育て支援.....子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談ができる場です。
- ファミリーサポート.....保育施設や学校への送迎、子どもの預かりなど、様々な家庭支援を行います。

いきいき・すくすく・地域に育つ ひたちっ子

すべての子どもが健やかに、そして幸せに育ち、すべての保護者が安心して子育てできるように、
地域が子どもと子育てを支えるまちをめざす

重点施策

1 幼児教育・保育の充実

幼児期の教育・保育の量的拡充を図るため、地域ニーズに対応した適正な提供体制の確保に努めるとともに、質の高い幼児教育や保育を提供します。

2 働きながら子育てしやすい環境の整備

子育て中の保護者が安心して就労できるように、様々な保育サービスを充実させます。特に、放課後児童の支援体制を充実させます。

3 地域の子ども・子育て支援の充実

子どもに関する様々な相談を総合的に受け、分かりやすく、利用しやすい体制の整備を目指します。また、身近な地域における子育て家庭を支援する事業を充実させます。

4 特に配慮が必要な子どもと親への支援

発達等に課題がある子どもを早期に発見し、相談、発達支援、療育などにつなげ、子どもの成長に合わせて切れ目なく支援します。また、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を充実させます。

5 児童虐待防止対策

児童虐待の発生予防と早期発見に努め、早期かつ適切に対応します。特に、虐待防止には妊娠期からの関わりが重要であることから、母子保健事業の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。

基本目標Ⅰ すべての子どもが健やかに育つ環境をつくる

安心して子どもを産み育てることができるように、母子保健事業の充実を図ります。また、一人一人の発育や発達、養育状況などについて適切な対応を行い、その時期にふさわしい育ちを支援します。

1 妊娠・出産から乳幼児への切れ目ない保健対策	①妊娠・出産の支援	相談体制の充実、妊産婦の健康管理体制の確保、不妊及び不育症治療への経済的支援
	②子どもの成長、育児の支援	子どもの健康増進と病気等の早期発見、相談体制の充実、正しい知識の普及啓発等
2 医療の確保	①医療体制の整備	小児科医療体制の確保、救急医療体制の充実、かかりつけ医等の推奨等
	②育てにくさを感じる親に寄り添う支援	早期発見と早期支援、育児不安対策の推進
3 特に配慮が必要な子どもと親への支援	①特別な支援を必要とする子どもに関する相談・支援	相談体制の充実、療育指導・特別支援教育の充実、保護者支援、発達障害等啓発等
	②妊娠期からの児童虐待防止対策	ハイリスク妊産婦への早期対応、子育て家庭の孤立の解消
4 児童虐待防止対策	①要保護児童対策	児童虐待の早期発見・早期対応、養育相談・養育支援

基本目標Ⅱ すべての家庭が子育てをしやすい環境をつくる

すべての家庭が子育てしやすい環境づくりを進めるため、子育て家庭を支援するサービスを拡充します。また、仕事と家庭の両立に向け、子育て家庭が生き生きと暮らせる環境づくりを進めます。

1 地域の子ども・子育て支援の充実	①子育てに関する情報提供と相談体制の充実	相談・情報提供の充実、利用者支援、子どもに関する相談機能と切れ目のない支援の充実
	②子育て家庭に対する支援	親子交流・預かり事業の充実、家庭教育の推進、地域の子育て支援、産前・産後の支援等
2 安心して遊べる環境の整備	①安全な遊び場の提供	園庭開放、地域子育て支援拠点事業、公園の環境整備
	②多様な保育サービスの提供	病後児の保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業等
3 働きながら子育てしやすい環境の整備	②放課後児童クラブの充実	対象児童の拡大、量の確保、開設時間等の拡大、放課後子供教室との連携等
	③ワーク・ライフ・バランスの実現	ワーク・ライフ・バランスの啓発、仕事と子育ての両立のための基盤整備等
4 ひとり親家庭の支援	①ひとり親家庭の支援	子育て・生活支援、就業支援、経済的支援
	①経済的支援	児童手当、医療福祉費支給、児童扶養手当、保護者負担軽減等
5 経済的負担の軽減	②子どもの貧困対策	家庭児童相談、実費徴収に係る補給給付を行う事業、就学援助、日上市奨学金等

基本目標Ⅲ 質の高い幼児教育・保育の体制を整える

すべての子どもの健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供します。また、既存の教育・保育施設を最大限活用し、多様なニーズに対応できる体制を整えます。

1 幼児教育・保育の充実	①幼児教育・保育環境の整備	量的な確保、幼稚園教職員・保育士等の確保、教育・保育の一体的な提供の推進等
	②教育・保育の質の向上	質の確保・向上、幼稚園教職員・保育士等の資質の向上、小学校との連携

基本目標Ⅳ 子どもの成長と自立を促進する

子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、学齢期の活動などを支援するとともに、将来の自立について安全な環境を確保します。

1 子どもの健全育成と安全の確保	①小中学生の健全育成	各種少年団等活動、職業探検少年団、地域の体験活動、放課後子供教室
	②いじめ、不登校対策	未然防止、早期発見、相談体制の充実、不登校児への支援等
	③安全対策	通学路安全対策、学校等安全対策(不審者等への対応)、交通安全・防犯対策
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	①思春期保健の充実	いのちの教育、妊娠・出産に関する知識の普及
	②早期の生活習慣病予防の支援	禁煙教育、歯科教育、食習慣の基盤づくりとなる栄養教育等
3 社会を担う次世代の育成	①自立についての啓発	いいとこ発見 夢づくり推進、中学生のための自立啓発、社会体験の推進
	②出会い・結婚支援	出会いの機会の創出、啓発事業

ライフステージ別 子育て支援事業一覧

分野	妊娠・出産期	乳幼児期 0歳から5歳まで	小学校期 6歳から11歳まで	中学校期 12歳から14歳まで	高校～青年期		
					15歳から17歳まで	19歳まで	20歳以上
保健	妊婦健康診査	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	いのちの教育	ライフプラン教育			
	マタニティスクール等	離乳食教室	歯と口の健康教育				
保健	不妊・不育症治療費助成	乳児健康診査	がん教育・生活習慣病予防教育				
		幼児健康診査（1歳6か月児、2歳児、3歳児）					
相談・支援	妊産婦相談支援	育児相談	教育相談				
	利用者支援事業						
相談・支援	家庭児童相談、養育支援訪問事業						
	ひたち健康ダイヤル24						
相談・支援	ひたち子どもでんわ・青少年悩みごと相談						
	ファミリー・サポート・センター事業						
相談・支援		子育て短期支援事業					
		母子療育ホーム					
相談・支援		こども発達相談センター					
		のびっこくらぶ・のびのび相談					
相談・支援		さくらんぼ学級					
		一時預かり事業					
相談・支援		家庭教育サポーター					
交流 放課後等活動		すくすくセンター、地域子育て支援拠点事業	スポーツ少年団、文化少年団、職業探検少年団				出会い・結婚支援
		子育て広場	子ども会、地域わんぱく隊				
交流 放課後等活動		おもちゃライブラリー	ひたち大好きパスポート				
		ブックスタート					
交流 放課後等活動		幼稚園・保育園・認定こども園の公開保育					
		図書館のおはなし会					
交流 放課後等活動		総合型地域スポーツクラブ					
教育・保育		時間外保育事業	放課後児童クラブ				
		病児保育事業	放課後子供教室				
教育・保育			適応指導教室（教育支援センター）「ちゃれんじくらぶ」				
経済的支援		医療福祉費支給（小児マル福）			日立市奨学金		
	医療福祉費支給（妊産婦マル福）	児童手当					
医療福祉費支給（妊産婦マル福）		保護者負担軽減					
	医療福祉費支給（妊産婦マル福）	実費徴収に係る補足給付を行う事業	就学援助制度				
医療福祉費支給（妊産婦マル福）		医療福祉費支給（母子・父子家庭マル福）、児童扶養手当					
	医療福祉費支給（妊産婦マル福）	障害児福祉手当、特別児童扶養手当					
医療福祉費支給（妊産婦マル福）		医療福祉費支給（障害者マル福）、日立市特別福祉手当					

※事業によっては、利用できる年齢が限定されているものがあります。

(1) 教育・保育の量の確保 平成29年度までに待機児童解消を目指します。

認定区分	認定要件	平成31年度の整備目標
1号認定	3～5歳 学校教育のみ	2,586人
2号認定	3～5歳 保育の必要あり	1,393人
3号認定	0歳 保育の必要あり	279人
	1～2歳 保育の必要あり	740人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供 平成31年度までに必要量に対応できることを目指します。

事業名	実績(平成25年度)	平成31年度の目標
利用者支援事業<新規>	—	5か所
地域子育て支援拠点事業	15か所	21か所
時間外保育事業(延長保育)	22か所	26か所
一時預かり事業 一般型(一時保育)	14か所	18か所
一時預かり事業 幼稚園型(預かり保育)	21か所	31か所
病児保育事業(病後児保育)	2か所	5か所
妊婦健康診査事業	1,412人	1,188人
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	1,288人	1,069人
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	787人	1,329人
養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援事業	37人	68人
子育て短期支援事業(ショートステイ)	4か所	5か所
ファミリー・サポート・センター事業	1,710人	4,056人

※対象者の減少により目標数が減少するものもあります。

(3) 母子保健の推進

指標	実績(平成25年度)	目標
全出生数中の低出生体重児の割合	8.6%	減少
妊娠中の妊婦の喫煙率	3.0%	0%
乳幼児健康診査の受診率	3～6か月児 84.4% 1歳6か月児 93.1% 3歳児 92.0%	3～6か月児 97.0% 1歳6か月児 96.0% 3歳児 94.0%
むし歯のない3歳児の割合	81.0%	85.0%
子どものかかりつけ医(医師・歯科医師)をもつ保護者の割合	医師 79.7%* 歯科医師 34.6%	医師 90.0% 歯科医師 45.0%
ひたち健康ダイヤル24を知っている保護者の割合	72.0%	100%
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	61.8%*	62.0%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	83.0%*	90.0%
乳児家庭全戸訪問の実施率	98.6%	100%
医師会等と連携した思春期教育の実施校	小学校25校・中学校14校	市内小中高全校
朝食を毎日食べる子どもの割合	小学6年生 90.4%* 中学3年生 86.9%	100%
小学生における肥満傾向児の割合	小学5年生 10.8%	8.0%

*の実績は平成26年度に実施した調査によるものです。